



### ◆国保の資格に変更があったときは14日以内に届け出を!

転入・転出・出生・死亡や、国保以外の健康保険ができたとき、保険証を紛失したときは、必ず国保係に届けください。

届け出が遅れると、国保加入日(職場の健康保険の資格が無くなったとき)まで遡って国保税が課税されたり、資格喪失後も課税され続ける場合があります。

就職して会社の健康保険ができたときや、離職等で国保に加入する場合は、必ず国保係に届けください。(職場から市役所への連絡等はありませんので、手続きは忘れずに行ってください。)

また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことになります。



### ◆修学のため転出する場合は

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証及び在学を証明するものを持参の上、届け出をお願いします。届け出がないと、国保の資格を喪失し保険証が使えなくなります。



### ◆ジェネリック医薬品希望シールについて

令和2年度の保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送しています。表面のシールをはがして、保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

※保険証などへの貼付を義務づけるものではありません。また、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。ジェネリック医薬品に変更する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。



#### ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に発売される、新薬と同じ有効成分を使用し同等の効果・効能を持つと認められている後発の医薬品のことです。ほとんどのジェネリック医薬品は新薬よりも価格が安いので、医療費の節約が期待できます。

■問い合わせ/市民課国保係 ☎880-6555



### ◆特定健診のご案内 40歳から74歳までの国保加入者の方へ

今年も特定健康診査(特定健診)を5月から各地区で行います。

この健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。生活習慣病は発症するまではほとんど自覚症状がありません。だからこそ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを見つける健診が重要になります。

「公民館などの集団健診」または「医療機関での個別健診」のどちらかで、年に1回受診しましょう!

受診券(紫色)は4月下旬に発送します。健診会場や受診できる医療機関は同封の書類や毎月の広報(集団健診)または市のホームページをご覧ください。

- 対象者/40歳から74歳までの国保加入者(長期入院者・妊婦などは除きます)
- 健診料/無料(特定健診の検査項目に限ります)
- 受診券の有効期限/令和3年3月31日(水)または75歳になる誕生日の前日まで
- 備考/受診券をなくされた方、令和2年4月2日以降に国保資格を取得された方(受診券が発行されていない方)はご連絡ください。
- ※国保の受診券を持っていても、国保の資格がなくなった方は受診券は使えませんので、ご注意ください。
- ※国保での特定健診の受診は年度内に1回となります。(誤って2回受診した場合には、費用の請求をさせていただく場合があります。)

#### ■検査項目

	問診・診察・血圧測定
計測	身長・体重・BMI・腹囲
血液検査	脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロールまたはNon-HDLコレステロール)
	肝機能検査(AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP))
	血糖検査(ヘモグロビンA1c)
	腎機能検査(血清クレアチニン・eGFR・血清尿酸)
尿検査	尿糖・尿蛋白

#### 生活習慣病はこうして進む!

不健康な生活習慣

メタボリックシンドロームへ(内臓脂肪の蓄積)

生活習慣病の発症

動脈硬化の進行

重症化、合併症の発症

生活習慣病は不健康な生活習慣を改善しないまま放置することによって引き起こされます。現在、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、日本人の死因の約6割も占める深刻な状況です。